

第 3 回兵庫県塗料製造業最低賃金専門部会

議事録

令和 7 年 9 月 19 日（金） 9 時 59 分～11 時 17 分	
兵庫労働局 第 3 共用会議室	
公益代表委員	坂本委員、庭本委員、上林委員
労働者代表委員	浦上委員、三浦委員、森田委員
使用者代表委員	竹本委員、床次委員、吉川委員
事務局	岡本労働基準部長、安積賃金室長、山本賃金指導官、 村田労働基準監督官、山中労働基準監督官
(1) 兵庫県塗料製造業最低賃金に係る改正決定の審議について (2) その他	
議 事 内 容	
○山中労働基準監督官 ただ今から第 3 回兵庫県塗料製造業最低賃金専門部会を開会します。 本日は、全員御出席でありますので最低賃金審議会令第 6 条第 6 項の規定による定足数は充足しておりますことを御報告いたします。 本日の審議は議事を公開することとしておりましたが、傍聴希望の申出はございませんでした。 では、この後の進行につきましては坂本部会長にお願いいたします。 ○坂本部会長 それでは議題に入りたいと思います。 それでは議題(1)「兵庫県塗料製造業最低賃金に係る改正決定の審議について」として、前回に引き続き金額についての審議となります。 前回の労使それぞれの主張については、 労働者側(委員)は 61 円引き上げの 1,160 円。 その理由として、 塗料は生活のあらゆる場面に登場し、様々な部材を保護するコーティング剤として使われているように基幹産業を支える土台的な存在である。また、化学薬品を取り扱う 3 k 職場でもあり、賃金に優位性を持たせて優秀な人材を確保する必要がある。業界としては、今年の春闘の結果、塗料加盟労組の加重平均では 5.13 パーセン	

トの賃金改善が達成された。以上のことを踏まえ、地域別最賃との優位性を維持し、塗料産業の人材確保、他産業への人材流出を防ぐためにも労働協約再最下限額となるこの額を提示する。

とのことでした。

使用者側(委員)については、32 円引引き上げの 1,131 円との主張でした。

その理由としては、

塗料の生産は減少しているものの船舶の修繕需要等があり、売り上げは堅調に推移している。生産減に対し売り上げがあるのは価格転嫁によるものだが、大手企業は価格転嫁が進んでいるものの、中小企業は遅れ気味であり、その経営は厳しい。

以上のことから、今年の賃金改定状況調査結果の第 4 表①にある全産業別の B ランクの賃金上昇率 2.9 パーセントを根拠としてこの金額を提示する。

とのことでした。

その後、公労会議、公使会議を行いました結論は出ず、次回持ち越しとなり本日を迎えております。

以上でよろしいでしょうか。

○労使各委員

はい。

○坂本部長

それでは引き続き金額審議を進めていくことといたしますが、

最初に労使それぞれの打ち合わせの時間は必要ですか。

○労使各委員

はい。

○坂本部長

ではお願いします。

(労働者側委員及び使用者側委員それぞれ別室に移動)

(別室から戻る)

○坂本部長

それでは審議を再開します。

まず申し出をいただきました労働者側委員から理由とともに引き上げ額及び改定後の金額提示をお願いします。

○三浦委員

それでは報告いたします。

前回の金額審議の中で、使用者側から 32 円との金額が提示されましたが、今年度の兵庫県の地賃の上げ幅が 64 円ということで実質半額にしか届いていない。労働者側が 61 円の要求をしておりますが、昨年度と同様、本来であれば地賃額以上のものを要求したいが、労働協約上の問題がありまして地賃以上の要求ができなかった実態がこの 2 年間続いている。結果的に今年度の兵庫県の地賃が 64 円で、地賃以上のものができていないということで、優位性を高めていくためにも満額を獲得したところでも地賃との開きが埋まらず、逆に迫ってきている状況にある。これが 10 何年間のうち地賃を上回る特賃の獲得金額は 1 回か 2 回ぐらいしかなく、10 年くらい前から徐々に地賃と特賃の差が埋まってきている。特賃の優位性を高めるためにも今でもこれからも高い金額を獲得する必要がある。今年度の他の特定最賃についても、64 円の回答が出されているということで、塗料業界でもそれに近い金額 61 円の回答をいただきたいという考えから 61 円の提示は変わりません。

○坂本部長

次に使用者側委員をお願いします。

○吉川委員

前回プラス 2.9 パーセント、プラス 32 円の回答をさせていただきましたが、今回協議した結果、数字に根拠が必要ということで連合の第 7 回最終回答集計結果 7 月 3 日の中小企業の部分でプラス 4.65 パーセント、金額にしてプラス 52 円、これで今回回答させていただきたいと思います。

○坂本部長

労使双方から金額提示とその考えをお聞きしました。

労働者側は 61 円引き上げの 1,160 円、使用者側は 52 円引き上げの 1,151 円という御主張でした。金額に開きがございますのでこれから更に詰めたいと思います。

まず公益側(委員)と労働者側(委員)でお話をさせていただき、その後使用者側(委員)とさせていただきます。よろしいですか。

○労使各委員

はい。

(別室に移動し公・労会議。)

(別室に移動し公・使会議。)

(別室に移動し公・労会議。)

(別室に移動し労会議。)

(別室に移動し公・労会議。)

(別室に移動し公・使会議)

○坂本部長

審議を再開します。審議を重ねたところ労使の意見が一致したと考えます。

なお、経過をまとめたいと思います。労働者側は、前回と変わらず 1,160 円の提案、使用者側は前回より歩み寄り 1,151 円の提案をいただきました。その後、公益側がそれぞれの話を伺い使用者側が歩み寄ったところで労働者側にも歩み寄りをお願いしたいと使用者側から求められたこともあり、労働者側に話をしたところ歩み寄りをいただきました。

労働者側からは、1 回目の資料の 97 ページ、兵庫県春闘の結果の製造業 300 人未満計の 5.24 パーセントの引き上げ率の数字を参照し、58 円引き上げという数字が出されました。さらに影響率を見ると 59 円アップ 1,158 円までは影響率が変わらないということで、労働者側としては、59 円引き上げの 1,158 円を提示したいとの意見でした。

これについて、使用者側にお示ししたところ労働者側も検討をいただいたということで受け入れていただきました。

結果としては、59 円引き上げの 1,158 円でご意見が一致しました。

皆様これでよろしいでしょうか。

○労使各委員

はい。

○坂本部長

以上のとおり本専門部会での金額改正については結論が出たようですので、報告、答申の手続きに入りたいと思います。

必要性の有無についての審議と同様に、金額審議におきましても 7 月 15 日の本審において、専門部会が全会一致で決議した場合は、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項を適用することを議決しています。

全会一致で改正金額の合意をいただいた場合は、その内容で事務局に部会報告案及び答申文案を作成してもらい、答申を行うこととしています。

ではまず全会一致であることの確認を行います。

それでは、兵庫県塗料製造業最低賃金の改正内容について、

時間額 1,158 円、引き上げ額 59 円

効力発生の日 令和 7 年 12 月 1 日

とします。

御異議はございませんか。

○各委員

異議なし。

○坂本部長

ありがとうございます。

出席者全員の御賛同をいただきましたので、本専門部会におきましては、全会一致により兵庫県塗料製造業最低賃金の改正内容について、時間額 1,158 円、引き上げ額 59 円と決議されたことを確認いたします。

では事務局において、この内容で専門部会の報告文案及び答申文案の作成をお願いします。

○安積賃金室長

それでは準備をしますので、しばらくお待ちください。

(事務局報告文案を各委員に配布)

○坂本部長

では、報告文案から確認をしたいと思いますので、事務局において報告文案を読み上げてください。

○山中労働基準監督官

それでは、報告文案を読み上げさせていただきます。

令和 7 年 9 月 19 日

兵庫地方最低賃金審議会

会長 山口 隆英 殿

兵庫地方最低賃金審議会

兵庫県塗料製造業最低賃金専門部会

部会長 坂本 知可

兵庫県塗料製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和 7 年 7 月 18 日、兵庫地方最低賃金審議会において付託された兵庫県塗料製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員

労働者代表委員

使用者代表委員

上林 憲雄	浦上 哲也	竹本 伸久
坂本 知可	三浦 圭司	床次 正庸
庭本 佳子	森田 直樹	吉川 和宏

別紙

兵庫県塗料製造業最低賃金

1 適用する地域

兵庫県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

(1) 塗料製造業

(2) (1) に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所

(3) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が（1）に掲げる産業に分類されるものに限る。）

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18 歳未満又は 65 歳以上の者

(2) 雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け、軽易な運搬又は賄いの業務

ロ 手作業により又は手工具を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、ラベルはり、値札付け、検数若しくは選別の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 1,158 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和 7 年 12 月 1 日

○坂本部長

ただ今、読み上げていただいた報告文案の内容でよろしいか。

○各委員

はい。

○坂本部長

それでは、報告文案から案を消したものを正式な報告文とします。

続いて、今回は全会一致での議決となりますので、局長あての答申を行いますので、事務局は準備をお願いします。

(答申文案を各委員に配布)

○坂本部長

それでは事務局で答申文案を読み上げてください。

○賃金指導官

それでは、答申文案を読み上げさせていただきます。

令和7年9月19日

兵庫労働局長

金成 真一 殿

兵庫地方最低賃金審議会

会長 山口 隆英

兵庫県塗料製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和7年7月18日付け兵労発基 0718 第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

別紙

兵庫県塗料製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

以下は報告書と同文ですので省略させていただきます。

○坂本部長

ただ今読み上げていただいた答申文案の内容でよろしいですね。

○各委員

はい。

○坂本部長

それでは答申文案から案を削除した正式な答申文をもって、審議会长名で局長あてに答申することとします。

本日、労働基準部長に答申文をお渡しすることとしますので、事務局は準備をお

願います。

○安積賃金室長

準備させていただきます。

(部会長から労働基準部長に答申文を手交。事務局が答申文写を各委員に配布した。)

○坂本部会長

続いて議題(2)「その他」ですが、事務局から説明事項等ありますか。

○安積賃金室長

特にございません。

○坂本部会長

それでは本日の審議はこれで終わります。

最後になりますが、7月18日に兵庫労働局長から必要性の有無についての諮問がなされてから、本日まで、この専門部会の各委員の皆様とこの兵庫県塗料製造業に係る必要性の有無及び金額改正についての審議を重ねてきました。

その結果、全会一致での結審に至ることができました。

委員の皆様の御努力と審議会運営に対する御協力につきまして御礼を申し上げます。ありがとうございました。

それでは、これで、今年の兵庫県塗料製造業最低賃金専門部会は終了といたします。お疲れさまでした。

坂本 知可

浦上 哲也

吉川 和宏